

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

第2回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

---

《 会 議 録 》

日 時：平成15年8月22日（金） 14:00～15:30

会 場：厚田村役場2階 厚田村議会議場

## 第2回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会会議録

開催日時：平成15年8月22日（金） 14:00～15:30

開催場所：厚田村役場2階 議会議場

### 【出席委員】（敬称略）

委員長 熊倉 正博

副委員長 阿部 政二 佐々木 友治

委員 高田 静夫 成田 一夫 羽立 福光 酒井 敏一  
村重 節子 坪田 清美 伊藤 一治 後藤 崇  
田中 宣律

### 【欠席委員】（敬称略）

佐藤 克廣

### 【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 佐々木 大樹 中村 裕一

【規程第6条第3項の者】 6名

議会事務局職員 3名 農業委員会事務局職員 3名

【傍聴者数】 3名

## 議事日程

1	開会.....	3 頁
2	協議事項.....	3 頁
	編入方式における選択肢について.....	3 頁
	議会議員の定数及び任期.....	3 頁
	農業委員会委員の定数及び任期.....	3 頁
3	その他.....	17 頁
	第 3 回会議の開催日時等について.....	17 頁
4	閉会.....	17 頁

## 1 開 会

熊倉委員長：定刻になりましたので、只今から開催をさせていただきます。本日は委員の皆さまには何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして誠に有難うございます。只今から第2回議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会を開催いたしたいと思っております。座らせていただきます。

第3回合併協議会で合併の方式が厚田村、浜益村を石狩市に編入することが確認されました後の最初の委員会でございます。小委員会といたしましての実質的な審議が始まるわけでございます。どうぞ宜しくお願いいたします。只今の出席委員数は12名でございますので定足数に達しておりますので只今から議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会を開催いたします。

本日の日程は配付の議事次第のとおりでございます。事務局より資料の提出がございますので説明を受けたいと思っております。事務局、説明をお願いします。

## 2 協議事項

### 編入方式における選択肢について

#### 議会議員の定数及び任期

#### 農業委員会委員の定数及び任期

中村調整班長：事務局の中村です。宜しくお願いいたします。議会議員の定数及び任期につきまして、資料1を使いまして説明させていただきます。座らせていただきます。

今回使用します資料につきまして前回の会議で使用した資料と大きく変わった点といたしましては、第3回協議会にて合併の方式が編入合併と確認されましたので、編入合併のみに関係する部分の説明資料となっております。

1ページをお開き下さい。まず訂正箇所がございます。定数・任期の現況の表の石狩市の任期の欄ですが、平成15年5月11日～平成15年5月10日となっておりますけれども、平成15年5月11日～平成19年5月10日の誤りですので訂正願います。この1ページの資料は、議会議員関係の協議に必要となる事項、また、参考となる事項であります。定数と任期、報酬等、その他と、3市村の現況を基礎データとして1枚にまとめましたので協議の参考としていただきたいと思っております。

2ページになりますが、定数及び任期の選択肢には大きく合併特例法を適用しない場合と適用する場合に分けられます。まず合併特例法を適用しない場合であります。パターン1本則とありますが、前回の説明では「原則」としていたのですけれども、「本則」と変更いたしまして説明いたします。前回はこの本則部分におきまして、4つのパターンには分れておりませんでした。地方自治法上限数の30人まで増員できますということと、選挙区等の考え方については北海道に照会中であるということで1つのパターンしか示しておりませんでした。その後、北海道から回答をいただきまして、今回、本則の中において更に4つの考え方があるということになります。詳細につきましては、この後説明いたしますが、この本則におきましては、増員選挙の有る・無しから始まりまして、選挙区を置く・置かない、また、選挙区を置いた場合は、どの規定を適用して選挙区の定数を定めるのかにより微妙に考え方が変わってくることから、4つのパターンを示しております。次に合併特例法を適用する場合がございますが、表の中の表現は少々変更されている部分はありますが、内容につきましては、前回説明した内容と一切変わっておりません。

3ページをお開き下さい。ここから各パターンの詳細について説明いたします。合併特例法を

適用しない場合ですが、パターン1本則のうちパターン1-1本則の地方自治法第91条第2項を適用する場合があります。地方自治法では議員の任期中においては定数や選挙区の変更はできないというのが基本であります。このパターンは人口の規模に応じ区分されている定数の上限数の30人以内において、新たに定数を定めることができるということです。措置としましては、1つは定数を変更せず、現在の石狩市の26人のままとする場合と、2つ目は30人以内の定数ですから1~4人増員する場合があります。この2通りが考えられますが、この場合、増員したとしても増員選挙は伴わず、最初の一般選挙からの適用となるため、平成19年5月10日までは、厚田村と浜益村の区域から選出される議員は存在しないということになります。次にパターン1-2本則の公職選挙法第15条第6~8項を適用する場合があります。これは選挙区を必ず設置するパターンでありまして、選挙区の置き方は厚田村と浜益村の区域を併せて1つとする場合と、厚田村と浜益村のそれぞれの区域で1つずつとする場合があります。そして、選挙区ごとの定数の考え方として、公職選挙法第15条第8項により定数を定めるわけですが、この第8項の前段の部分に規定されております「人口比例で定める」というのが基本でありまして、厚田村と浜益村のそれぞれに選挙区を設置した場合は、各1人ずつということになります。しかし、第8項後段にあります、ただし書を適用しますと、「特別な事情があるときは、おおむね人口を基準とし」ということで、最大限である2人ずつ配分することができるということになります。このパターンにつきましても、増員選挙は伴わないため、最初の一般選挙からの適用でありまして、平成19年5月10日までは、厚田村と浜益村の区域から選出される議員は存在しないということになります。次にパターン1-3本則の地方自治法第91条第5項を適用する場合がありますが、この規定は廃置分合等により著しく人口の増減があった場合は、任期中においても定数の増減ができる旨の規定であります。一番下の1にあります。厚田村と浜益村の人口を併せまして、5,167人で9.5%の増、これを著しい人口の増と判断いたしまして、この規定を適用した場合は、地方自治法上限数の30人以内まで、1~4人の増員が可能であるということになります。このパターンはパターン1-1で説明した内容とは異なりまして、廃置分合等を理由としておりますので、合併期日から50日以内に増員選挙を行うこととなります。

次に4ページになりまして、パターン1-4本則の地方自治法第91条第5項を適用し更に公職選挙法施行令第8条を適用する場合があります。これはパターン1-3に引き続く措置でありまして、パターン1-3は選挙区を置かない措置でありましたが、このパターンは公職選挙法施行令第8条を適用することにより選挙区を設置することができます。公職選挙法施行令第8条は地方自治法第91条第5項を受け、適用することができる規定となっておりますので、任期中においても選挙区を設置、変更することができることとなっております。選挙区の考え方として、パターン1-2の場合と同様に、厚田村と浜益村の区域を併せて1つとする場合と、厚田村と浜益村のそれぞれの区域で1つずつとする場合があります。そして選挙区ごとの定数の考え方として、適用することができる2つの規定がございます。まず1つ目は、パターン1-2でも説明しました公職選挙法第15条第8項により定数を定める場合でありまして、第8項前段部分を適用した基本である人口比例であります。厚田村と浜益村の選挙区を各1人ずつとする場合と、また、第8項後段のただし書のおおむね人口を適用し、それぞれ2人ずつの定数とする場合があります。2つ目としましては、公職選挙法施行令第9条により、選挙区の定数を定める場合があります。この規定は廃置分合等があった場合、選挙区の定数を人口に比例しないで定めることができる旨の規定となっております。厚田村と浜益村の区域でそれぞれ2人ずつの配分が可能と

なります。この2つどちらの規定を適用したとしても厚田村と浜益村のそれぞれの選挙区を設置した場合、最大で2名ずつ配分されるのに、一体何が違うのかと言いますと、公職選挙法施行令第9条を適用した場合は、増員選挙の期間に続く、合併後最初の一般選挙の期間、つまり増員選挙の期間2年程度と一般選挙の期間4年の計6年程度の期間への適用が限度というふうに解されており、そうするとこの公職選挙法施行令第9条を適用しないで選挙区の定数を定めた場合は、半永久的にその定数が継続される様に思われますが、その場合は国勢調査ごとに適切な定数配分かどうかを見直す必要があるということになります。

続きまして、合併特例法を適用する場合についてであります。前回の会議での説明内容と一切変わっておりませんが、簡単に説明したいと思います。パターン2定数特例であります。厚田村と浜益村のそれぞれに選挙区を設置しまして、人口比例により増員数を算定した各1人ずつ、計2名の増員選挙を行います。この2人増員した定数と石狩市の選挙区の26人を合算した28人、これが編入合併特例定数と言います。この場合、この編入合併特例定数が適用される期間は石狩市議員の残任期間であり、平成19年5月10日までとなります。その後の一般選挙からは、地方自治法上限数以内ということですが、条例で定めるところに復帰することとなります。

5ページにいきまして、パターン3在任特例であります。合併期日において議員の身分を有している者は、引き続き石狩市の議員として在任することができる特例であります。現在、議員数は3市村合わせて50人ありますので、その50人が石狩市の議員の残任期間であります平成19年5月10日まで在任することとなります。その後の一般選挙からは条例で定めるところに復帰することとなります。次にパターン4定数特例+定数特例、それとパターン5在任特例+定数特例であります。パターン2またはパターン3の特例に引き続き、合併後最初の一般選挙の期間においても編入合併特例定数を適用するものであります。この最後の2つのパターンが合併特例法で設けられている特例の最長期間であります。その後の一般選挙からは条例で定めるところに復帰いたします。6ページ以降につきましては、関係法令の抜粋となっております。

続きまして、附属資料を用意しておりますので簡単に説明いたします。1枚目、A3版の資料になります。今まで説明しました各パターンがご覧のとおり13通りに分けられると考えられます。そのそれぞれにつきまして、メリットとデメリットを載せてございます。この詳細につきましては、この後の協議の中で説明していきたいと思っております。2枚目でございますが、まず訂正箇所がございますので訂正願います。下に2つの表がありますが、どちらも になっておりますので、下の表を に訂正願います。この資料は現在の3市村の報酬等の現況を基にしまして、合併した場合、この合併した場合というのは、特例法の期限であります平成17年3月31日に合併したと仮定して算出したものです。その合併した場合と合併しないで3市村が存続した場合と比較しまして、その影響額、つまり合併効果について、 の特例を適用しない場合の年間の比較と の特例を適用した場合の特例期間の比較を載せてございます。3枚目でございますが、すでに合併が行われた先進地において、いずれのパターンを適用しているのかを一覧にいたしました。平成13年1月1日の新潟市を始め、直近までの編入合併の事例の全てであります。ご覧のとおり、全てが合併特例法による措置を講じられている状況であります。

引き続きまして、資料2を使いまして農業委員会委員の定数及び任期につきまして説明させていただきます。今回使用する資料につきましては、議会議員の定数及び任期についての検討資料と同様、編入合併のみに関係する部分の説明資料となっております。

1ページ目をお開き下さい。ここでは農業委員会委員関係の協議に必要な事項、また、参

考となる事項であります。定数と任期、報酬、その他の3市村の現況と、農業委員会の設置基準、選挙区の設置基準を基礎データとして1枚にまとめたものですので、協議の参考にさせていただきたいと思っております。定数・任期の現況の厚田村の選挙委員の欄を見ていただきたいのですが、9人となっております。実は前回の会議資料の中で8人ということで説明していましたが、その後9人との指摘がありましたので、以後の資料におきましても全て訂正しております。大変失礼致しました。

2ページ目になりますが、新設合併のパターンをカットしましたのでパターン1-3本則と中途半端なところから始まっておりますが、前回の資料との整合性を保つため、あえてパターン番号は変更しておりません。

3ページ目をお開き下さい。ここでも訂正箇所があるのですが、一番上の表題になります農業委員会委員の設置となっておりますが、農業委員会の設置でございます。訂正願います。まず委員会の設置形態についてであります。考え方に前回と変更はございません。編入合併と方式が確認されましたが、やはり委員会の設置形態を優先して決めていただくことが必要であります。

1市町村、1委員会が原則であります。3市村の区域は区域面積において大きく基準を超えていることから、2つ以上の委員会を設置することが可能であるということです。1つの委員会に統合するのか、2つ以上の委員会とするのか、2つ以上とした場合、合併前の市町村の区域を区域とするのか、区域としないのかの中から選択することとなります。

4ページになります。1つの農業委員会を置く場合の措置であります。まず、パターン1-3本則であります。前回、この部分は北海道へ照会中の部分であったため、選挙区を設置し、選挙により増員分を補うことも可能ということで、増員選挙により最大8人まで増員できると説明したところであります。その後、回答いただいた内容によりますと、委員の任期中においては定数や選挙区の変更はできないということになります。従いまして、増員する場合であっても、選挙区を設置する場合であっても、一般選挙の期間からの適用となります。この選挙区を設置する場合は、全ての選挙区において設置基準を満たす必要があることから、3市村でいうと石狩市の区域で1つと、厚田村と浜益村を併せた区域で1つ、という2つの選挙区の設置が考えられます。次からのパターンにつきましては、前回と考え方の変更はございませんが、簡単に説明いたします。パターン1-4在任特例であります。合併の期日において厚田村と浜益村の選挙委員の身分であった者は、協議により40人以内で引き続き石狩市の委員として残任期間に限り、在任することとなります。3市村の場合はこの協議で定める40人以内という数は、厚田村と浜益村の現選挙委員数の合計が19人とありますので、現時点では最大19人ということになるかと思っております。

5ページに移ります。2以上の農業委員会を置く場合であります。2以上の農業委員会を設置する場合は編入合併でも新設合併とみなした考え方となります。まず、合併前の市町村の区域を区域としない場合として、パターン2-2在任特例を先に説明いたします。各委員会において10～80人以内の選挙委員が1年以内の期間で選挙を伴わず在任することができることとなります。定数におきましては現選挙委員数31人を適切な方法で按分し、各委員会へ配分することとなります。その在任特例を適用しない場合がパターン2-1在任特例非選択になるわけですが、各委員会において設置選挙を行うこととなります。先にも申しましたが、このパターンにつきましては新設合併とみなして措置されるため、石狩市の委員の身分が必ずしも保障されているものではありません。次に合併前の市町村の区域を区域とする場合であります。パターン3-

1 農委法の特例を適用することとなります。合併前のそれぞれの委員会がそのままの状態で存続するものでありまして委員の身分についてもそのままということになります。6 ページ以降は関係法令の抜粋となっております。

附属資料の方を説明いたしたいと思います。1 枚目、また訂正箇所があります。申し訳ありません。一番上の 編入とある説明の中で26人とあるのですが、ここを12人に訂正願います。各パターンにおけるメリットとデメリットを載せてございます。詳細につきましては協議の中で説明していきたいと思います。2 枚目でございますが、この資料は現在の3市村の報酬の現況を基にしまして、合併した場合と合併しないで3市村が存続した場合の影響額、合併効果について、

は農業委員会の数による検討の場合の年間の比較、 は1つの農業委員会において選挙委員の定数を基準とした場合の年間の比較を載せてございます。3 枚目でございますが、すでに合併が行われた先進地において、いずれのパターンを適用したのかを一覧にいたしました。これも議会議員同様、新潟市を始めとする直近までの編入合併の事例の全てであります。少し、この表について説明したいと思うのですが、まず新潟市の例であります。これは私どもの検討パターンでいう、パターン3 - 1でございまして、両市町の委員の任期満了日まで適用し、合併後最初の一般選挙の際に1つに統合した例であります。従いまして、かっこ内の数字には選任委員の数も含んでおります。新潟市以外は全て1つの委員会に統合しまして在任特例を適用しているわけですが、印が付いている3つの事例につきましては、全ての選挙委員が在任するのではなく、協議によって在任する者の数を定めた例でございます。以上で説明を終わります。

**熊倉委員長：**事務局より説明が終わりました。本日の協議につきましては、議会議員の定数及び任期について重点的に協議いたしたいと思っております。農業委員会委員の定数及び任期については時間があれば進めたいと思いますけれども、恐らく無理ではないのかなと思っておりますので、委員の皆さんのご理解を求めたいと思っておりますが、よろしいですか。

(「異議無し」の声)

**熊倉委員長：**それでは、異議なしとの声でございますので、次に進めたいと思います。議会議員の定数及び任期について協議に入ります前に、先程、更にメリット・デメリットの資料が提出されておりますので事務局より詳しく再度説明を求めます。

**清水事務局次長：**事務局の清水でございます。私の方から説明させていただきます。すみませんが座って説明させていただきます。それでは資料1 附属資料、議会議員の定数及び任期選択肢別メリット・デメリットの表について説明させていただきます。それにあたりまして資料1の3ページと併せてお聞き願えれば分かり易いのかなと思っておりますので宜しく願います。まず、パターン1 - 1でございますが2つでございます。増員選挙は共にございません。そのうちの のパターンでは、定数を26人のまま動かさないという形が考えられます。ですから選挙区はございませんし、今のまま石狩市の議会のまま、ただそのままやっていくという様なことが考えられるということでございます。ですから条例改正も必要無いと。メリットとしましては、議員数が変わりませんので議員報酬の削減効果は大であり、選挙をしないので費用がかからない。デメリットとしましては、最初の一般選挙まで2村地域出身の議員が不在となってしまう、また選挙があったとしても必ずしも2村地域から議員が選出されるとは限らず、保障は無いというところでございます。次の方ですが、これは条例定数を27～30人の範囲内で動かすというところでございます。これにつきましても選挙区は設けないという形となります。期間は、合併後最初の一般選挙からという形になります。条例定数を動かしますので、条例改正が必要となります。メリ



ットとしましては、一般選挙で条例定数を増やして選挙を全体としてやるということですので、新市として一体的な選挙が可能ということが考えられます。次に定数を増やしますので地域の声を反映しやすくなるというメリットがございます。あと、と同じく選挙費用がかからない。デメリットとしましては、最初の一般選挙まで2村地域からの議員がやはり不在となる。それからと同じ様に、必ずしも2村地域から選出されるとは限らない。それから、議員報酬が定数増により増大するということもございます。次にパターン1 - 2についてご説明いたします。これにつきましても3つ考えられるのですけれども、共に増員選挙はございません。のパターンについて説明いたします。定数は2人増やしまして28人とした場合でございます。これは選挙区を設ける形となります。その選挙区の設け方なのですが、先程、担当の方から説明させていただきまして厚田村、浜益村で1つずつの選挙区を設ける1人、1人で書いてある部分でございます。それから厚田村、浜益村を1つの選挙区として捉えることもできます。それで厚田村、浜益村で2人としている場合でございます。これは、いずれか選ぶことができます。期間でございますが、合併後最初の一般選挙からという形になります。定数をいじりますので条例改正が必要でございます。メリットとしては選挙区を設けておりますために、必ず2村地域からの議員が選出されるということもございます。それから一般選挙からの移動となりますので、選挙費用がかからないという形になります。デメリットとしましては、最初の一般選挙までやはり2村地域からの議員は不在になってしまうということもございます。それから、定数を増やすために、議員報酬は現行の石狩市から見れば報酬の増という形になってしまうということです。あとのパターンでございますけれども定数は3人増やしまして29人とした場合でございます。そうしますと石狩市が26人、厚田村、浜益村で1つの選挙区という形以外はちょっと考えにくいのかなと。いろいろな組合せがあるかもしれませんが、これが妥当なのかなと思ひまして挙げております。期間としましては合併後最初の一般選挙からという形になり、条例改正が必要という形になります。メリットとしましては、と同じという形になります。デメリットにつきましても、ほぼと同じなのですけれども、定数の増やし方、これが1人、2人から3人になっているということで1人多くなるのですが、これは人口比例によらないという形になってしまいますので、規定上、公職選挙法上のおおむね規定などを使わなければなりません。そうなりますと、国勢調査ごとに、その定数の配分が正しいかどうかという見直しをやっぱりやっていかなければならない。そういう作業が必要になってくるのではないかと。そういった条例定数の考え方に対する再検討が必要だということで、一応デメリットの方に挙げてございます。なんですけれども、これは定数を最大限30人まで持ち、プラス4人とした場合でございます。組合せとしましては、石狩市26人、厚田村、浜益村共に2人ずつの選挙区、または、石狩市26人、厚田村、浜益村1人つの選挙区として4名配置するという様な形が考えられます。期間は同じ様に合併後の一般選挙からです。やはり条例改正が必要となります。メリット・デメリット共に、これはと同じというところで説明は省略いたします。次に、パターン1 - 3でございますけれども、ここからは増員選挙が必要となる場合となってきます。定数は27～30人の間で動かし、この中で選ぶ形となります。しかしパターン1 - 3の場合は、選挙区を設けていない例でございます。期間は、増員選挙のあった時から継続して続いていくという形となります。条例改正は定数が変わりますので必要となります。メリットとしては、選挙区を設けないので新市として一体的な選挙が可能となるということもございます。それから議員定数増により地域の声を反映し易くなるというメリットが考えられます。デメリットとしては必ずしも2村地域からの議員が選出され

るとは限らない、議員報酬の増がある、選挙費用がかかるというところでございます。次、資料1の4ページになりますけれども、パターン1 - 4に移りたいと思います。これは3つございまして、まず定数が28人の場合、これは2人増やした場合ですけれども、同じように選挙区は厚田村、浜益村1人ずつ、それから厚田村、浜益村合わせた1つで2人といったパターンが考えられます。期間としましては増員選挙から継続して定数が維持されていくというところでございます。次、条例改正がやはり定数をいじるために必要になってきます。メリットとしましては、合併時から必ず2村地域の議員が選出される、デメリットとしては議員報酬の増、選挙費用がかかるという形となると思います。次、なのですけれども、これは定数が29人で、3人増やした場合でございます。これは選挙区を厚田村、浜益村1つで3人ということが考えられると思います。期間は同じ様に増員選挙からで、条例改正が必要です。メリットとしましては、と同じでございます。デメリットとしましては、とほぼ同じなのですけれども、ここにつきましても、国勢調査ごとの見直しが必要となるところでございます。次のパターンですが、これは定数を30人とし、最大限までのプラス4人とした場合でございます。選挙区につきましては先程述べたとおりでございます。期間につきましても増員選挙からで、条例改正が必要となります。メリット・デメリットとしましては、のパターンと同じでございます。次にパターン2でございますけれども、これにつきましては定数条例というところで考えております。増員選挙がやはり必要となってきます。定数は2人増員の28人となります。選挙区は法令上決まっております、必ず厚田村1人、浜益村1人という形になります。期間的には、石狩市議会議員の残任期間という形となります。条例改正は特例を使いますので必要ございません。メリットとしましては、合併時から必ず2村地域の議員が選出される、議員定数増により地域の声を反映し易くなるという形になります。デメリットとしましては議員報酬の増が考えられます。それから、新市において、特例後の条例定数の検討が必要になる。と言いますのは、これは特例ですので特例期間が消えると本則に戻らなければなりません。そうしますと、石狩市の定数26人に戻ってしまうという形になります。そうしますと、やはり厚田村、浜益村からの議員の選出という点を考えれば、もう一度考え直して、新市の議会でその点を考慮しまして定数を変えていただくという、こういう作業が必要になってくる。それで一応これはデメリットの所に入れておいたということでございます。それから、選挙費用がかかるというところでございます。次にパターン3、これは資料1の5ページになります。これは在任特例を使った場合でございます。在任特例ですので増員選挙はございません。定数は3市村を足した50人、現石狩市の26人から見ますと24人の増となります。選挙区は当然ございません。期間につきましては石狩市の議会議員の残任期間となります。条例改正は特例ですので条例改正の必要はございません。メリットとしましては合併時から必ず2村地域の議員が選出され、2村地域の声が確実に議会に反映される。これは議会の2村の議員の方が全員市議会の議員となりますので、当然、地域の声が一番反映されるパターンという形にはなりません。それから選挙をしないために選挙費用がかからない。デメリットとしましては議員報酬が最も多額となるという形となります。これは附属資料の2枚目のところを見ていただきますとその点をお分かりになっていただけるのではないかと思います。それから、ここがちょっと問題なのですけれども、50人となってしまいますと、現石狩市の議場では入りきらず、席が足りない。多少工事すればできるのだろうかという様な検討も図面を見ながらしてみたのですが、やはり、それは困難だろうということで、現議場での議会は困難であり、どこか別の所で議会を開かなければならないという状況になるというところでございます。それから、先程も申し上げまし

た様に新市において特例後の条例定数の検討が必要になってくるというところでございます。次にパターン4でございます。これはパターン2の定数特例を行った後、もう一度、定数特例を行うという形となります。ですから、最初から言いますと増員選挙が必要になり、2人増員で定数が28人、石狩市が26人ですが、厚田村、浜益村は1人、1人の選挙区を設けると。期間は石狩市の議員の残任期間、それに合併後最初の一般選挙の期間、つまり4年間でございますので、約6年間特例が続くという形になります。条例改正はこれは特例期間ですので必要ございません。メリットとしては合併時から必ず2村地域の議員が選出されるという形になります。デメリットとしましては議員報酬の増、新市において特例後の条例定数の検討が必要、選挙費用がかかるというところとなります。最後のパターンでございますけれども、パターン5でございます。これは最初、在任特例を適用して、その後に定数特例を適用する場合でございます。在任特例のところにつきましてはパターン3と同じでございますので省略いたします。それから定数特例につきましてはパターン2と同じでございますので省略させていただきます。メリット・デメリットについてはそれは合わせたものとなっておりますのでご理解いただければというところでございます。以上でございます。

**熊倉委員長：**はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。これから当委員会といたしましては定数及び任期についての個別の検討に入るわけでございますが、今、皆様方がご説明を受けてもよく、十分飲み込めたかどうか分らないと思いますけれども、選択肢が沢山ございますので、場合分けをして審議をしていきたいなと、こう思っております。まず、最初の場合分けでございますけれども、編入合併でありますので石狩市議会議員は在任いたしますが、パターン1-1、あるいはパターン1-2は合併の日から一般選挙の期日まで厚田村、浜益村から選出される議員について2年間存在しない状態になるわけでございます。新石狩市の場合は現石狩市議会議員だけで議会運営をしていくこととなります。当委員会として、これらを選択肢として考えて良いか協議いたしたいと思っております。これから皆様方のご意見、ご質問を受けたいと思っております。

**熊倉委員長：**はい、伊藤委員、お願いします。

**伊藤委員：**今、委員長がおっしゃいました様に、合併して2年間ですか、普通選挙の平成19年まで厚田村にも浜益村にも議員が存在しないということになりますと、非常にこう、村民の思いと言いますか、そういうものも含めて、また、我々も編入合併を賛成したあげくに議員職を辞して、失職して、成り行きをただ一般村民として見守るしかないという様なことであれば、あまりにも無責任である気もいたしますし、浜益村、厚田村から議員が不在になるという、これらのパターンについては最初から討論する必要は無いのではないかとこのうに、まあ、私の口から言わせてもらったらまずいのかもかもしれませんけれども、希望いたします。

**熊倉委員長：**はい、ありがとうございました。阿部委員さんはいかがですか。

**阿部委員：**主旨的には、今、伊藤委員がおっしゃいました内容と全く同じでございます。やはり、最低条件として、2村地域からの議員が不在となることだけは絶対に私は避けるべきだと思いますのでパターン1-4から下の方の検討ということをお願いしたいと思います。

**熊倉委員長：**その他、ご意見はございますか。はい、佐々木委員。

**佐々木委員：**佐々木でございます。私も只今の伊藤委員の方からお話しがございましたとおり2年の間、議員がいなくなるということは非常に村民に対しましても何か変な様な状態が続くのではないかなと思っておりますので、伊藤委員と同様で同感でございます。

**熊倉委員長**：はい、只今、御三方の委員さんから同じ様な主旨のご意見がございました。合併した日から議員がいないということはパターン1 - 1、パターン1 - 2は当然、選択肢として考える必要が無いというご意見でございますので、皆さんにお諮りをいたします。パターン1 - 1、パターン1 - 2を選択肢から除くということで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声)

**熊倉委員長**：異議無しとの声がございますので、その様に執り進めさせていただきます。次にパターン1 - 3、すなわち現市議会議員の定数を1～4人増員し、合併の日から50日以内に新石狩市全域を選挙区として、増員選挙を行うものであります。これについては、選択肢として考えて良いか協議したいと思えます。先程の説明の中で良く主旨が分ったかどうか、その部分も含めて質問がございましたら、ご意見をお伺いいたしたいと思えます。パターン1 - 3をまず審議していただきたいと思えます。

はい、伊藤委員。

**伊藤委員**：申し訳ありませんが、若干、説明をもう1回お聞きしたいと思えます。増員選挙からというのは、これは合併してすぐという意味ですか。

**熊倉委員長**：はい、事務局。

**清水事務局次長**：増員選挙ですので、合併してすぐという様に考えていただいて結構です。50日以内ですので。メリット・デメリットの表を見ていただきますと、この増員選挙という欄に打ってあるというのは、合併時すぐと考えていただいて結構だと思えます。

**熊倉委員長**：伊藤委員、ご理解いただけましたか。

**伊藤委員**：分かりました。

**熊倉委員長**：阿部委員どうぞ。

**阿部委員**：やはり、必ずしも2村から選出されるという保障が無いという点から言えば、私はこれも協議の対象から外すべきだと思えます。

**熊倉委員長**：その他ご意見はございますか。無ければ、今、阿部委員のご意見にもありました様にパターン1 - 3については選択肢として、私も何となく、いかがなものかなと考えておりますので、これも外させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**熊倉委員長**：はい、異議なしとの声がございましたので、パターン1 - 3も除かせていただきます。次にパターン1 - 4とパターン2～5までについての選択肢をどれにするか協議を進めたいと思えますが、ここで暫時休憩をいたします。3：00まで休憩をいたします。

(休憩)

**熊倉委員長**：休憩前に引き続き、会議を再開いたします。資料の訂正が事務局よりございますので、お願いいたします。

**清水事務局次長**：申し訳ございません。メリット・デメリットの表でございますけれども、1箇所打ち間違いがございました。表の一番下のパターン5のところで、増員選挙の欄が になっておりますけれども、これは×でございまして、在任から始まりますので選挙は無いというところでございます。申し訳ございませんでした。それと1つお願いがございます。暑いですので、窓を開けたまま審議を続けさせていただきたいと思えます。ですから、外からの音もありますので議事録を作る都合上、どうしてもマイクが無いとダメですので、ご発言なさる時は口の方にマイクを向けてからご発言される様、よろしくお願ひしたいと思えます。

**熊倉委員長**：それでは、訂正が終了しましたので合併後最初の一般選挙時の特例でございます。パターン1 - 4、あるいはパターン2 ~ 5についての選択肢をどれにするか協議を進めたいと思います。まず、合併後最初の一般選挙時の特例でございます。パターン4及びパターン5については、定数特例のパターン2、あるいは在任特例のパターン3のいずれかを選択した場合の選択肢となりますことから、後からの協議とし、本則パターン1 - 4、定数特例のパターン2、あるいは在任特例のパターン3のいずれかを選択肢と考えるかを協議いたしたいと思います。事務局に再度パターン1 - 4における公職選挙法第15条第8項と公職選挙法施行令第9条の適用の違いについて説明を求め、また、パターン2定数特例との違いについても説明をしていただきます。事務局をお願いします。

**清水事務局次長**：はい、私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。資料1の4ページをご覧くださいのですね、ここを見ていただきながらご説明いたします。それから、法令の方につきましては6ページ以降でございます。適宜、見ていただければと思っております。それでは説明させていただきます。地方自治法第91条の5の関係を先に説明させていただきますけれども、これは合併時の定数増、これを可能にするという規定でございます。ですから、合併時において定数増が可能という形になりますことから増員選挙ができると、こういう様な特例規定が地方自治法第91条の5項とさせていただいてください。ここで増員選挙をするという話になります。では、ここで次に考えるのは、選挙区を設けるか設けないかという話になります。そこで、その設け方としましては、公職選挙法施行令第8条というのが出てきます。これを適用しますと選挙区を設けるということが出来るわけでございます。合併時に地方自治法第91条5項によりまして、定数増減をする時、してもしなくても良いのですが選挙区を設けることができるという規定が公職選挙法施行令第8条という形となっております。この有る・無しで、参考ですがパターン1 - 3とパターン1 - 4で選挙区が有る場合と無い場合で分けたわけでございます。このパターン1 - 4というのは選挙区を作るという例ですので公職選挙法施行令第8条を適用すると、この2つの法律が適用になる例でございます。その次でございますが、では選挙区を設けると、選挙区の定数を決めなければならないと、この様な形となってきます。選挙区の定数はどうやって決めるのだろうかということになります。ここには3つの考え方がございます。1つ目は原則です。原則としましては、公職選挙法第15条8項の前段にあります。ちょっと見ていただければと思いますが、ページにしまして7ページ、ここに公職選挙法がございます。この第15条の8というところを見ていただければ分りますが、ちょっと読んでみますと「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。」とありまして、ここで1つの考え方で原則論としては人口に比例しなさいと。これは、他の施行令の規定で、人口というのは、国勢調査の人口、これを比例して考えなさいという規定もございますので国勢調査に各団体の人口そのもので比例して考えていくと、定数を配分していくという形となります。これが原則です。次にもう一つ、この特例がございます。これは先程の公職選挙法第15条8項のただし書き、先程読んだ部分の後ろを読んでみますと、「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」となっております。これも選択的にすることができると。特別な事情とは何かという話になりますけれども、これは例えば、大都市が控えていて、その中に過疎的な地域を持っている場合、当然、人口だけで単純にやってしまうと、不均衡が出てきて、その地域からは議員が出てこない、そうなってしまいます。しかし、その過疎地域も重要な行政区域の1

つであって、いろいろな機能を持った所であると、当然、行政的経費など、いろいろな案件が出て来るといことが考えられます。つまり、人口だけでは考えられない行政的案件を処理しないものが出てくるであろうと。そんな時に、単純に人口比例で出して良いのだろうかという配慮でございます。これが1つであります。あとは、都市部の中で結構、通勤の関係がありまして、昼間人口と夜人口が違うとか、そういったいろいろなことを加味しまして、おおむね人口というのをとって良いだろうという考え方でございます。これはまさしく、その団体の判断という形となつてきますけれども、ただ、あまりに人口比例からかけ離れたものは、いかがなものかというところがありますので国勢調査の毎、やはり検討を加えていくという作業が必要になってくるのかなというところがございます。このおおむね規定を使うのが2つ目の考え方でございます。次にもう1つ、3つ目の考え方がございます。これは特例中の特例と言いますが、例外規定と考えていただいて結構なのですが、これが公職選挙法施行令第9条でございます。これは合併時に、合併した場合に限られるのですけれども、合併した場合の選挙区を設けた場合、その時、人口比例によらなくて良いよといった規定でございます。これも7ページをご覧いただければ、そこに書いてありますが、公職選挙法施行令第9条というところがございます。下の方でございますけれども、「市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては」これは合併のことを言っております。合併においては「関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。」要するに、合併した場合で選挙区を設けた場合の選挙区の定数は人口に比例しないで定めることができると言っており、これも選択的でできるという形となっております。これは、おおむね規定と違いまして、何の考慮もありません。合併した時の、その事情に合わせて配置して良いよと。総定数は30人が上限ですから、30人まで引上げたとして、その分をいかようにも配分して良いというのが公職選挙法施行令第9条の考え方でございます。ただしというのが続きます。この考え方は、これはあくまで例外中の例外、臨時的措置でございます。ですから短期間に限るといふうに考えられておりまして、増員選挙が行われる期間、つまり石狩市の市議会議員の残任期間位が本来適当ではないかと。プラスしてやったらとしましても、それから一般選挙1回位、これがせきの山ではないかという様な解釈が総務省の解釈として実例紹介で出されているところがございます。ですから長期間はできないと、この様に理解していただければと思います。今のが法の解釈でございますが、それを簡単に言いますと公職選挙法第15条8項のただし書のおおむね規定を使いますと、人口に比例しなくても、ある程度の期間は、人口が急激に落ちてこない限り、継続して使うことができるという考え方となります。しかし、公職選挙法施行令第9条を使い、定数を決めてしまうと、これは短い期間の一定期間しかできないという様に解釈していただければ良いと。我が合併協議会の例なのですが、たまたまなのですけれども、26~30人という短いわずかなスパン、4人の間の定数の考え方なので両方を適用することが可能になってしまうんですね。ですから、それは継続期間、今後の見直すことの作業、それらを考えながらこのパターンを選ぶ時は選択していただければというところがございます。以上が法解釈でございます。その次にパターン1-4とパターン2の定数特例が似ております。これはメリット・デメリットの表をちょっと見ていただきたいのですけれども、パターン1-4の28人の定数をとった場合、それからパターン2の特例となっている場合、これはほぼ、よく似ております。選挙区を厚田村、浜益村で一本にするというのは、ちょっと理論としては考えられるのですけれども、あまりあり得ないのかなという様なところではございます。まあ理論ですから一応書いてありますけれ

ども、それを度外視して考えれば、ほぼ同じとなってしまいます。同じ28人で定員は厚田村、浜益村も1人、1人で配置できるという形になります。どこが違うのであろうとなりますと、期間でございます。パターン1-4の定数を28人とした場合は増員選挙から、ほぼ永続的に継続することができる、こういう特徴を持っている。そして条例改正がそのためには必要だ、という、この特徴があるというところでございます。その次にパターン2の定数特例ですが、同じ効果は持つのですが、これはあくまでも特例でございますので、石狩市議会議員の残任期間、約2年間だけと限られてしまいます。ただし特例を使いますので定数条例の改正は必要無いという形になります。ただし特例期間が終ると、今後、定数をどうするかということ了新市の議会で検討していかねばならないと、こういったおまげが付いておりますが、そういう状況でございます。になりますけれども、特例で定数2回、これを繰り返せば、あと4年はできるのかなと、そういうところはあると、これも付随して考えていただければということになります。違ひとしましては、今言った様な期間、条例の関係が違うということでご理解いただければと思います。以上でございます。

**熊倉委員長：**事務局からの説明が終了しましたので更に詳しくとかご意見がございましたら、お願いいたします。ご理解ができましたでしょうか。どうでしょうか。

委員の皆様、すごくご理解ができたかなと思うんですけども、いずれにしても慎重な審議をしていかなければならないのではないかと思いますので、何かご意見がございましたら、お願いいたします。伊藤委員何かございますか。

**伊藤委員：**はい。

**熊倉委員長：**伊藤委員お願いいたします。

**伊藤委員：**小委員会2回目ということで、合併の方式が決まった中でいろいろな形のパターンが出てきて、パターン1-1から始めて、区分の位までは、市議を辞めたらいいのではないかとということでしたが、内容的にちょっと突込んだ形が出てきてますので、これらについては、ちょっと時間をいただいて我々も勉強して自分の中での意見をきちっと持ちたいというふうに思います。今提出されて説明を受けたわけですけども、いきなりその形の中でこれは良いよ、あれはダメだよという軽々しい軽率な判断はでき兼ねると思いますので、審議の時間をできれば、いただきたいというふうに委員長に申し込みたいと思います。

**熊倉委員長：**その他、委員のご発言ございますか。はい、羽立委員お願いいたします。

**羽立委員：**浜益村の羽立と申します。今パターン1-4とパターン2が説明されたのですけれども、パターン3の場合も、少し具体的に説明願いたいと思います。

**熊倉委員長：**事務局、よろしいですか。

**清水事務局次長：**はい。

**熊倉委員長：**それでは続けてパターン3の説明をさせていただきます。

**清水事務局次長：**それでは、説明させていただきます。ページにしまして資料1の5のパターン3在任特例について説明させていただきます。在任特例の場合でございますが、このメリット・デメリットの表と併せて見ていただきたいのですけれども、パターン3は在任することができますので合併時から、増員選挙も無しに、3市村の議員の方が全員、新市の議会議員になるという特例でございます。ただし、この特例は石狩市議会議員の残任期間と、仮に平成17年3月31日に合併してその後となりますと約2年間という形となります。この2年間は50人で議会を運営していく形となります。この場合のメリット・デメリットは先程も申したのですけれども、や

はり必ず2村地域から議員が全員出て来るわけですから、地域の声をこの上なく、最大級発揮できるパターンであるというところでございます。それから、増員選挙をしないので余分なお金がかからないということが大きなメリットなのかなと。ただし、デメリットの方は、選挙の費用がかからない反面、議員報酬が最も多額となってしまうというところなのですね。メリット・デメリットの表を1枚めくっていただきますと、「定数による報酬等の影響」という表を付けてございます。ここに「特例を適用した場合(特例期間)~臨時的」とありますが、この時に、お金の計算をちょっとしてあります。パターン3の例でございますが、中ほどに在任特例50人となっており、これは50人でやっていくという意味でございます。新市になりますと、50人でこの特例期間である約2年間でどれだけお金がかかるかといいますと6億1,275万円、6億1,000万円強のお金がかかるという形になります。しかし、3市村を継続し、合併しないでお互い続けていった時の報酬の金額を合算しますと4億9,723万円と。その差、合併しても逆に1億1,552万円も多くかかってしまうという結果が出て来て合併の効果は少し薄いのかなと、そういうデメリットもあるというところでございます。痛し痒しの面は当然出て来るのかなというところでございますが、これが1つの大きなデメリットになると。それと先程申し上げました様に50人ですので、石狩市の議場に入らないと。ですので、どこかの場所をお借りして、議会の度にそちらに移っていただき、議事を進めると。その場合に、議場の議員の座席もそうですが、傍聴席も結構窮屈になるかとも思われます。なかなか大きな所は見つけにくいのかなと思いますし、私どもからは、どこが良いのかというのは申し上げませんが、そういった状況は発生すると。それと、特例ですので、特例期間が終り、26人に戻ってしまったら、元も子もございませんという意見が多かろうと思います。なれば、やはり新市の間、この2年間で自治法で決められた30人以内の定数を考え、どの様な定数を組んでいくか、また、選挙区をどうするかということ再度議会で考えていただくという形になるのかなと。こういう所があるということでございます。以上でございます。

**熊倉委員長：**その他ご質問、ご意見がございましたら、受け賜りたいと思います。羽立委員、どうぞ。

**羽立委員：**羽立でございます。只今パターン1-4、パターン2、パターン3の説明を詳細に受けましたけれども、浜益村からは我々2人が議員となっておりますが、やはり2人で検討する余地がないので、議会の方でも合併特別委員会を設置してありますので、この問題は、時間をお借りして、いろいろと、その辺との調整をしまして、今後に対応いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**熊倉委員長：**只今、羽立委員並びに伊藤委員から、この問題については地元へ持ち帰って、再度よく協議をして参りたいとこういうご意見がございました。この様に執り進めたいと思っておりますが、他の委員さん、この進め方でよろしいですか。はい、後藤委員。

**後藤委員：**浜益村の後藤ですけれども、只今、事務局の方からパターン1-4からパターン3まで説明を受けたのですけれども、私の場合は伊藤委員並びに羽立委員の、持ち帰って議会で審議するという様な意見もありましたけれども、私はこれらのパターンの中でパターン1-4の本則が、定数が30名で、この厚田村、浜益村2村地域の議員も2人ずつであるということであれば、これらのパターンの中では、これが一番ベターだなという様な考えを持っておりますので、私の意見はこのパターン1-4の本則区分でお願いしたいなという意見を持っています。

**熊倉委員長：**はい、後藤委員におかれましては、パターン1-4の部分で進めたいと、こ



ういうご意見でございますね。

後藤委員：はい。

熊倉委員長：現在、意見が分かれておりますが、その他ご意見はございますか。

伊藤委員：あのう、1点お伺いしたいのですが。

熊倉委員長：はい、伊藤委員。

伊藤委員：先程、パターン3の説明をいただいたわけなのですが、厚田村、浜益村両村の議員も残り、石狩市議会議員26人プラス24人の50人が残任期間の2年間については、議員として任務すると。それ以後については今、市議会議員が定数枠26人ということで、説明を受けたのですが、この枠については、合併するとした場合に、残った残任期間の2年間の途中で議論する話なのか、それとも今我々のやっている、この小委員会の中で議論する、議論できる話なのかちょっとお聞きしたいのですが。

熊倉委員長：はい。事務局の説明を求めます。

工藤事務局長：はい、お答えいたします。在任特例のパターン3につきましては、その後の特例措置が1回ございます。これは定数特例をその後の一般選挙においてやる場合におきましては、厚田村1人、浜益村1人の定数特例ということを使いまして、最大28名ということで石狩市の議員が26人、厚田村、浜益村が1人ずつということで石狩市の議会議員の任期が終わった後の4年間ににつきましては、26人、1人、1人の特例措置がございます。これをとらない場合ですと、協議会の案件ではございませんが、石狩市議会、在任特例を使って在任された、その議会の中で行われるのではないかなと、この様に思っております。特例を使うというのは、合併時にこの特例を使うということを協定書の中に盛り込んでおりますので、それに拘束されるということで、盛り込んでいない部分、その先についてはその市議会で協議されることかなと思います。以上でございます。

熊倉委員長：今の説明は2年間は、皆さんと一緒にやりますけれども、その後特例として1人ずつの議員枠を残せるということでございますね。

清水事務局次長：もう少し、補足させていただきます。パターン3だけに限ってちょっと説明させていただきます。今、工藤事務局長が申したのは、特例を2回使うこともあり、その後もまた決められるということの説明したのですが、それではなく、パターン3だけに限って説明させていただきますと、自治法の30人以内というのは、上限定数なのですが、これは議会の条例で定めなければならないというふうに、自治法ではなっております。ですから当然、議会の議決事項となります。特例で何もしないでいきますので、特例期間が終わってしまうと、いきなり26名、今の現行の部分に戻ってしまうんですね。その場合、それで良いという話であれば、26人のまま放っておけばいいわけです。としますと、恐らく、ちょっと、これは放っておけないのではないかという意見が出てくるのではないかとということで、新市の議会において検討していただかなければならないのではないかとことを言っているわけでございます。それと、当合併協議会としまして検討していくのは、合併した後に直面する議会議員の定数をどうしたら良いだろうかというのが焦点でございますので、合併後すぐに取り得る措置としては、特例を使うのか、特例を使わなかったら議員の定数を最初から動かしてしまう以外無いので、それをそうするかどうかといった、その面を協議会としては検討するべきであろうと。一旦、特例を使うというふうに決めてしまえば新しい議会ができてしまいますので、そこから先をやるのはちょっと越権行為になるのではないかなと考えておりまして、そこから先のことについてはあまり触れ

ていないと、この様に理解していただければと思います。

**熊倉委員長：**伊藤委員、理解できましたでしょうか。その他まだご意見、ご質問はありますか。

只今、浜益村の後藤委員からは、このパターン1 - 4の の形で残していても良いというご意見もございました。しかし、おおむね、その他の委員からは、もう一度持ち帰って協議会が地元にございますので、その中でよく検討を加えたいと、こういうご意見がございましたので、私といたしましては後者の、もう一度地域に持ち帰ってご検討を加えて、次の機会にお答えをいただきたいと、こう執り進めたいと思いますが、これでよろしいですか。

(「異議無し」の声)

**熊倉委員長：**それでは、その様に進めさせていただきます。ご異議が無い様でございますので、次回までの継続といたします。

次に農業委員会委員の定数及び任期につきましては、先程も申し上げましたとおり、この議会議員の定数及び任期に、いささか絡みますのでその後の審議に持ち越したいと、この様に考えておりますが、皆様のご意見はいかがでしょう。

(「異議無し」の声)

**熊倉委員長：**異議がございません様ですので次回までの継続といたします。本日の案件はこの辺で終了いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声)

### 3 その他

#### 第3回会議の開催日時等について

**熊倉委員長：**それでは事務局より次回の開催日時について報告をいたします。

**中村調整班長：**はい、次回、第3回目の会議につきましては、9月議会中を避けまして、10月上旬に浜益村で開催できる様、調整したいと考えております。また追って往復八ガキで調整させていただきますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

### 4 閉会

**熊倉委員長：**以上で本日の委員会を閉会いたしたいと思います。大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

上記小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 15 年 9 月 26 日

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

委員長 熊 倉 正 博